

経営事項審査（経審）に係るQ&A（よくある質問及び間違いやすい事項）

問 (Question)	答(Answer)
申請について	
1 なぜ、前回の経審申請書、分析結果通知書、経審結果通知書を提出するのか。	今回申請と前回申請を比較し、今回添付資料を含めて審査することにより、確度の高い判定（評価）が可能となることから提出を義務付けています。
2 なぜ、申請から通知書の送付まで2カ月程度かかるのか。	土木事務所では一次審査、技術・建設業課で最終審査を行い、判定（評価）手続きを経て、通知書を発行するため、早くとも2カ月程度の時間が必要となります。繁忙期(9月～12月)は更に時間がかかりますので、決算日からなるべく早く申請して頂きますようお願いします。 また、提出書類の不備等も通知までに時間を要する原因となっています。県のHPを適宜確認のうえ、適切に資料を提出するようお願いします。
3 審査における、昨年との相違点は何か。	「経営規模等評価申請書 総合評価値請求書 記入要領」等に基づき審査を行っております。疑義がある場合は、（当課まで）お問い合わせください。
4 建設業の許可が不要な建設工事の基準額はいくらか。	建設業として許可が不要なのは、500万円未満（税込）の請負工事となっています。但し、その業種の許可を得ていた場合は、事業年度報告に記載する必要があり、経審の対象にもなります。
5 建売住宅等は、経審の対象にならないのはなぜか。	経審の対象となる完成工事高は、請負契約した工事のみとなります。自社の建物、建売住宅、お墓に関しては請負工事（注文者と請負者がいる工事）ではないので、経審の対象外となります。（建売住宅、墓地と一体になったお墓については自ら工事を行い販売するので、売買契約となり請負契約には当たりません。）
6 業種振替について、振替元と振替先は両方とも許可をもっていないといけませんか。	その通りです。両方とも申請時には許可を持っている必要があります。振り替える場合は、別紙様式第1号「工事種類別完成工事高付表」の提出が必要です。
7 業種振替について、振替元を残し、経審を受審することは可能か。	できません。振替元の業種は経審対象業種外となります。
8 振替先の施工金額において、実績がなくとも振替が可能か。	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高のうち、審査対象事業年度の計算基準の区分(2年平均、3年平均)で実績があれば、振替可能です。（元請が0円でも可能）
工種（業種）について	
詳しくは、県HPに掲載している経営規模等評価申請書 総合評価値請求書記入要領にある「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)」を確認してください。	
1 下請で工事を請け負ったが、その工事は「一式工事」（土木一式、建築一式）で計上してよいか。	下請の工事は、以下の要件が満たされる場合は一式工事への計上が認められます。 ・ 請負額が土木一式工事は2,500万円以上、建築一式工事は5,000万円以上であること。 ・ 工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難であること。
2 解体工事と「一式工事」の違いは何か。	解体工事は、建物の解体等のみの工事を行う場合が該当します。一式工事は、総合的な企画、指導、調整のもとに工事を実施する場合作です。一式工事としたい場合は、その裏付けとなる資料（総合的な企画、指導、調整のもとに工事を行うことがわかる書類）の提出が必要となります。
3 水道工事はどの業種に含まれるか。	3業種に分かれます。 ①土木一式工事：公道下等の下水道の配管工事、下水道処理場の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事 ②管工事：家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水小管を設置する工事 ③水道施設工事：上水道の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事（上水道にあってはその配管が公道下にあっては同様）
4 昭和63年以前に電気工事免状を取得したが、当時は1種・2種の区別がなかった。現在ではどの電気工事免状となるのか。	現在では、第2種電気工事士に該当します。更に実務経験3年が必要となります。
5 電気工事士免状で、第1種と第2種では提出する資料が異なるのか。	異なります。 第1種電気工事士 = 免状の写しのみ。 第2種電気工事士 = 免状 + 3年以上の実務経験があることがわかる資料（例：実務経験証明書）
6 剪定のみの作業は造園工事とみなされるのか。	みなされません。
工事経歴書及び添付資料について	
1 工事経歴書の提出が必要な業種は。	経審で受審予定の業種すべてです。業種を振り替える場合においては、振替元、振替先両方の提出が必要となります。また、実績のない業種についても「実績なし」として工事経歴書を提出する必要があります。 ※事業年度報告においては、許可を受けたすべての業種について工事経歴書が必要となります。また、入札参加資格申請には、実績のない業種についても「実績なし」として経審を申請する必要があります。ご注意ください。

2	工事経歴書に記載する完成工事高における税抜・税込の違いについて。	税抜は「課税事業者」、税込は「免税事業者」がその額を記載することとなっています。「免税事業者」の場合、別紙「工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高」の余白に「免税事業者につき税込」と記載してください。
3	工事経歴書は7割まで記載とあるが、完工高の7割ということでしょうか。	その認識ではありますが、まず最初に元請完工高の7割を満たす必要があり、その後その業種の完工高の7割までを記載してください。
4	工事経歴書は7割まで記載とあるが、軽微な工事かつ似たような額の工事が数十件あった場合も記載する必要があるか。	工事経歴書は、①7割まで記載を原則としていますが、軽微な工事(500万円以下)が数十件とある場合は、②工事名を10件まで記載することとします。
5	上位3位の完工高について、付番付けて記載とあるが、受注した工事が2つ以下の場合どうすればよいか。	その場合はすべての工事を記載し、付番してください。
6	契約変更があったが、変更内容について契約書を取り交わしていない場合は、何を添付すればよいか。	建設業法第19条の規定により、請負契約の締結は書面で行うこととされており、変更契約においても同様です。変更契約について書面で締結し、添付してください。
7	工事経歴書の添付資料として、①契約書、②注文書-請書、例外的に③入金の確認ができる資料(領収書の写、通帳の写、決算書元帳の写) - 請求書、請書となっていたが、なぜ令和8年以降③を認めないのか。	建設業法第19条の規定により、請負契約の締結は書面で行うこととされており、法令遵守の観点から①契約書、②注文書-請書のみ認めることとしています。少額工事だから口頭で行いましたという事例もあるかもしれませんが、法令遵守して頂きますようお願いいたします。 但し、国、県、市町村においては、財務規則等で金額によっては請書又は請求書のみでよいという規定があり、法令に基づいていることから、例外的に請書のみでも認めることとします。
8	委託契約は、完工高に含めてよいか。	原則、完工高に含めてよいのは、請負人(受注者)が特定の「仕事の完成」を約束し、注文者(発注者)が「仕事の完成」に対して報酬を支払うことを約束する「請負契約」のみです。 維持管理を目的とした「仕事の執行」について報酬を支払うことを約束する「委託契約」等は原則該当しませんが、中には、その維持管理しているなかで補修工事が必要になり、その工事を受注して行った場合は、例外として認めている場合はございますので、事前に当課に確認して頂きますようお願いいたします。
9	修繕箇所が年間を通じて多々あり、その都度修繕工事を行う「年間契約」について、どう提出してよいか。	電線補修、公営住宅に見られる契約方法で、その①契約書(工事内容がわかる資料含む)及びその年の金額を確認するため、②領収書の写しを提出してください。 但し、保守・管理に係る費用は請負契約ではないため、経費申請対象外となることからご注意ください。
その他について		
1	申請書に添付する資料(特に証明書)について、原本でないといけないのか。	これまでは、経審のために取り寄せた証明書であることから、原本を求める事もありましたが、電子申請が可能になった昨今、原本を提出する意義は薄れていることから、写し(モノクロ可)でも提出可とします。
2	防災協定について「防災協定書(写)」が省略可能と書かれているのに、何故証明書の写しを提出する必要があるのか。	防災協定書(写)が、省略できる例としては、 社団法人等-国、特殊法人、地方公共団体等と協定を締結している場合のみで、その建設業者がその協定に加入しているか確認するため、証明書の写しが必要となります。
3	技術職員、技術者、技能者、建設業経理士をそれぞれ申請に記載するためには、免状等提出以外に、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬改定通知書を提示するのはなぜか。	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬改定通知書を確認する理由として、当該者が①常勤性があること(6か月以上)、②最低賃金を上回っているか確認する必要があることが挙げられます。
4	技術職員名簿の有資格コード「005」について、添付書類は、一級監理技術技師補の合格証のみでは駄目なのか。	有資格コード「005」として提出するには、「主任技術者要件となる資格を有し、一級技師補である者」が要件となっています。 主任技術者要件は、以下のア～ウのいずれかを満たす必要があります。 ア 一級国家資格者 イ 二級国家資格者 ウ 実務経験者 ・ 審査基準日R5.6.30以前→ 大卒(指定学科)・・・卒業後3年以上の実務経験 高卒(指定学科)・・・卒業後5年以上の実務経験 10年以上の実務経験 ・ 審査基準日R5.7.1以降→ 3年以上の実務経験 ※指定建設業(土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園)及び電気通信工業業は引き続き下記の実務経験が必要です。 大卒(指定学科)・・・卒業後3年以上の実務経験 高卒(指定学科)・・・卒業後5年以上の実務経験 10年以上の実務経験